

令和5年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和5年3月 7日

閉 会 令和5年3月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月7日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	高 田 一 憲 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 亮 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
-------------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番 坂 本 豊 君

1 番 小 鹿 重 一 君

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 施政方針・行政報告

第 5 議案の上程・提案理由の説明

議案第 3号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例案

議案第 4号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案

議案第 5号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

議案第 6号 蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案

議案第 7号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第 8号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

議案第 9号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案

議案第10号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案

議案第11号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案

議案第12号 令和5年度蓬田村一般会計予算案

議案第13号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

議案第14号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

議案第15号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

- 議案第16号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 議案第17号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第18号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第19号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第6 議案第3号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第7 議案第4号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第5号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第6号 蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第7号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第8号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第12号 令和5年度蓬田村一般会計予算案
- 第13 議案第13号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第14 議案第14号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第15 議案第15号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第16 議案第16号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第17 議案第17号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

午前9時45分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和5年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番坂本 豊君、1番小鹿重一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月10日までの4日間と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月10日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第1号、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、陳情第2号、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情及び陳情第3号、民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課

長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針・行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） おはようございます。

それでは、施政方針を申し述べます。

平素、村民の皆様をはじめ、村議会議員各位には、村政全般にわたり特段のご協力とご理解を賜っておりますことに深く感謝を表する次第でございます。

本日ここに令和5年蓬田村議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご多忙の中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます令和5年度当初予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ち、所信の一端を申し述べ、村議会及び村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ここからは施政方針となります。

令和3年11月9日より、3期目の村政運営をスタートして、はや1年4か月になりました。しかし、これまでの3年間は、国内外の社会情勢が目まぐるしく変化した激動の期間でございました。特に変化が大きかった次の項目について、実情とご意見を申し上げます。

まず、第1に、令和2年2月ごろから日本中に流行し始めた新型コロナウイルスは100年に1度のパンデミック、世界的流行となり緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を何度も繰り返し、現在はやっと第8波が終息してきた状況でございます。国では、本年5月から感染症法上の分類を2類相当から第5類に見直しすることを決定いたしました。このまま終息するのか、またウイルスが変異を繰り返して再度流行するのか見通せない状況でございます。これまで、国、県、村では、経済的支援やワクチン接種の推進を数回にわたり実施してまいりました。現在でも流行は止まらず、私たちの経済活動や生活様式に多大な影響を及ぼしており、感染症法上の分類の見直しに伴い、この対策が今後どのように変わっていくのか心配しております。

次に、令和4年2月には、現代の民主主義国家では想定できなかったロシアによるウ

クライナ侵攻が始まりました。これに伴い、エネルギー、原油や天然ガスなどの価格が上昇し、電気料、日用品や食料品、各種資材、肥料などの諸物価が高騰し国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしています。国は国費を投入して諸物価安定を図るとともに、影響を受けている分野に対して経済的支援を行っておりますが、ロシアの侵攻が長期化することが予想され、国民生活への打撃も大きくなるものと予想されております。村としては、村民の命と健康そして暮らしを守ることを最優先にしており、国、県、その他自治体の動向を注視しながら適宜対処しなければならないものと考えております。

第3として、ここ3年間で本村の出生数が急減しております。新型コロナウイルスの流行が影響しているものとも考えられますが、衝撃を受けております。現在、第2期まち・ひと・しごと地方創生総合戦略、これは令和2年から令和6年度までの5か年間でございますけれども、この計画を策定して人口減少対策に取り組んでおりますが、行政の資源、すなわち職員、人、物、そして財源に乏しいために着手できない事業も多く、さらに新型コロナウイルスの影響により、住民との対話も制限されることから、足踏み状態が続いております。全国の各市町村を見ますとそれぞれ特色ある政策を展開して成果を上げている自治体がたくさんございますので、これを参考にして子ども・子育て支援、若者の定住化促進、生活環境の整備など対策を進めなければならないものであります。

以上の3点については、これまで経験したことのない時代の大きな流れであると解釈しておりますが、これらの課題解決に村を挙げて取り組むと同時に、これまでの諸問題に対する基本的な方向を定めることも忘れてはならないものであります。

平成24年度に作成された第3次蓬田村総合計画が令和3年度で終了しており、令和4年度において第4次蓬田村総合計画を策定いたしました。新総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部で構成され、今後10年間、令和4年度から令和13年度までの10年間でございますが、村の振興発展の羅針盤として策定しております。この第4次蓬田村総合計画では、将来像を自然と共生し、人と人がつながり合う個性あふれる村とし、さらにこれを達成するために、次の4つの基本目標と行政指針を設定しております。

基本目標の1つ目は、美しい自然を守り、共生する安心安全な村づくりであります。

2つ目は、全ての世代が支え合い、健やかに暮らせる村づくりであります。

3つ目は、はつらつとした創造性豊かな人づくりであります。

4つ目は、地域産業を振興し、活気あふれる村づくりでございます。

そして行政指針として5つ目になりますが、開かれた行政の推進を掲げております。

この新総合計画とともに、既に策定済みの第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、これまで述べた重要課題の解決とともに、村政発展のための各種事務事業を着実に推進していく所存でございます。

ただ、これらの事業を推進していくためには、先ほど申し上げましたように、人、お金、さらには時間に限界がございますので、短期間で全て推進するとなると、本村の潜在能力を超えてしまうことになります。計画が策定され、行政組織が充実すれば事業が推進できるわけではありませんで、裏づけとなる財政基盤がしっかりしていないと、その後の行政運営ができなくなってしまいます。選択と集中が求められております。

行政の主役は村民でございます、村民の幸せ実現のため各種事務事業を推進しております。これまで各種事業を推進できましたのは、各自治会、農協、漁協、商工会、消防団などあらゆる分野で協働しながら、村民の皆様の熱い思いが形となった活動があるからでございます、今後も対話により理解を得て事業を計画的に推進してまいり所存でございます。

次に、役場庁舎建設事業について申し上げます。

令和4年2月、昨年2月でございますが、役場庁舎建設設計等業務プロポーザル審査委員会から審査結果をご報告いただき、令和4年3月に最優秀者と委託契約を締結いたしました。

令和4年度では、新型コロナウイルスの影響からかなり行動が制限されましたが、他町村の役場の視察、村民の各年代層のワークショップを開催して庁舎の有効利用について検討してまいりました。現在、これらの意見を取り入れて令和5年3月末までに実施設計を完成することを目標として進めております。

建設用地の取得については、年度内に登記及び支払いが完了することになっております。地権者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

建設費については、当初概算設計では15億円程度と見積りいたしましたが、諸物価の高騰により現在は20億円を超える見込みとなっております。

産業振興について申し上げます。

本村の産業構造は第一次産業、農林水産業が中心であります。まず、農業では稲作が中心で、令和3年産米の価格低下のような事態が常に起こることが予想されることから、生産者の所得安定に努めなければならないというものであります。米価安定を図る観点から、平成29年に国の新しい農業・農村ビジョンにより農業改革を行ってまいりましたけれ

ども、令和4年2月22日に農林水産大臣が水田活用の直接支払交付金の見直しについて言及しております。具体的には、転作田の5年ルールの厳格化であります。令和5年1月、本年1月には、その具体的な内容が示され、農家の希望調査を行い、国に報告したところであります。今後の国の動向を踏まえて対策を講じなければならないものと考えております。

また、AIやIoTなどの導入を支援して生産現場を高度化し、いかにして生産性の向上と農家所得を安定させるかが重要と考えております。農林水産業における基盤整備とともに、6次産業の振興を図りながら農業経営の持続を図ってまいります。

各政策の基本理念は、村民の安心安全を第1とし、蓬田村の発展のため生活関連施策の推進と産業振興を図り、村民の定住条件の整備に取り組むことにあります。併せて生活基盤整備、保健、医療、福祉の充実、そして教育の振興など各分野においても事業を展開しなければならないものと考えております。

次に、令和5年の施策の重点項目について述べさせていただきます。

1つ目は、少子化対策の推進でございます。国は本年4月からこども家庭庁を設置し、そして現在行っております岸田総理が異次元の少子化対策を推進するとしております。本村においても、国、県の方向に従って少子化対策を最重要課題として取り組まなければならないものであります。全国の自治体では、これまでにいろいろな政策を展開しており、地域間競争の様相を呈しております。先進事例を参考に、施策のメニュー化を行い、村民が他市町村と比べて不公平とならないように施策を決定し、実施します。まずは、近隣市町に歩調を合わせ、令和5年度から学校給食費を無償化いたします。

2番目は魅力ある地域づくりの推進であります。1つ目は、庁舎建設事業の推進でございます。既に申し上げましたように、役場庁舎建設事業については、前年度において都市計画法による大規模開発の許可、農地法に基づく農地転用許可書を得ておりまして、用地買収も完了いたしております。新年度では、工程表に従い用地造成工事を発注し、新年度内に完成するように実施してまいります。庁舎や車庫等の工事は令和6年度、令和7年度を予定しております。

次に、防災・減災対策の推進とコミュニティーの醸成について申し上げます。

令和4年8月3日から12日にかけての集中豪雨により、津軽地方を中心に甚大な洪水、土砂災害が発生しました。このとき、これまで青森県内では確認したことのなかった線状降水帯が発生いたしました。地球温暖化の影響と考えられ、今後も発生するものと思

われます。本村でも家屋の床下浸水、道路河川等の公共施設、農地などに被害が出ました。現在、国の激甚災害の指定を受けて補助災害及びその他の単独災害事業で復旧工事を実施しております。今年の作付に影響が出ないよう、早期完了を目指しております。また、瀬辺地田浦地区の瀬辺地天満宮と国道の間の斜面が土砂崩壊し、応急措置を施した危険な状態になっています。村としては、令和4年度で用地を取得しており、今年度、県と災害復旧改良工事について協議をしております。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から12年がたとうとしております。この教訓から、地震津波に対する防災・減災対策がハード・ソフトの両面から進められてきました。ハード面では、令和3年から消防力強化のため屯所の改築や消防車両などの更新を計画的に行っており、新年度では第4分団の可搬式ポンプ積載車を更新し、さらに第5分団屯所改修工事設計業務委託を行う予定であります。ソフト面では、新型コロナウイルス対策を行いながら、避難しなければならないなど複雑化しており、日頃からの災害に対する準備、施設備品整備、住民の災害に対する心構えの醸成のため、ハザードマップの見直し並びに避難訓練などを実施する予定にしております。

次に、幹線道路と集落内道路等の整備について申し上げます。

昨年12月、待望の村道蓬田中学校線の国道とJR津軽線間の拡幅改良工事が完成しました。今年度は同路線の第2期工事として総合グラウンドから国道280号バイパスまでの拡幅改良工事の測量設計費用を計上しております。スクールゾーンでございまして、通学の安全と地域住民の利便性の向上に資するものと期待しているところであります。さらに、災害時の避難道の整備として、令和4年度に用地買収が完了した広瀬文化伝承館北側の農道の拡幅改良工事を実施するための工事費を計上しております。

次に、住みよい住んでよかった村づくりについて申し上げます。

1つ目は、青森県型地域共生社会の実現に向けた対応でございます。2年後の2025年、令和7年にはいわゆる団塊の世代と言われる方々が75歳以上となり、超高齢化社会に突入します。年金問題、後期高齢者医療費の問題、そして高齢者の交通事故の多発問題などたくさんの課題が発生しております。青森県では地域で生まれ、地域で育ち、地域で助け合い、地域で安心して老後を迎えることができる社会を目指す姿として、青森県型地域共生社会を創出することにより対応するというにしております。

新年度では、第9期高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定すべく予算計上しております。また、高齢者の移動手段の確保や買物弱者対策などの生活支援体制の構築、さ

らに住宅政策など、高齢者福祉の充実を図らなければならないものであります。現在、村の介護保険と社会福祉協議会の連携事業で進めておる事業がございますが、これらの成果を検証して、村としての体制を構築する必要があります。

平均寿命と健康寿命について申し上げます。

青森県の平均寿命は、今回の調査発表でも依然として全国最下位となりました。何としても健康で長生きできる村を実現しなければなりません。このためには働き盛りの40歳から50歳代の方々の健康意識を高めなければ改善できないものであります。家族を支えるこの世代のリタイアは、家族にとって大きな痛手であるばかりでなく、社会的にも大きな損失を受けることとなります。令和5年度においても、がん検診や糖尿病予防など、生活習慣病の予防を重点にしながら、各種検診率の向上を目指し、村民の健康を守るべく努力してまいります。村民がさらに積極的に健康づくりを推進できるよう、予防事業を展開する予定であります。

4番目は、産業振興方策についてであります。

農業振興関連でございます。先ほどの施政方針でも申し述べておりますが改めてもう一度申し上げたいと思います。本村農業の中心は稲作でございますけれども、最近は人口減少から全国の米の需要が毎年10万トンずつ減少しており、新型コロナウイルスの流行によりましてさらに需要が減少しております。令和5年産主食用米の作付目標値は、前年から少し減少した約475ヘクタールとなっております。少しずつ転作面積が増加しつつあります。令和5年1月に水田活用の直接支払交付金と水田活用ビジョンの具体的な内容について発表されましたが、さきに述べましたように水田の5年ルールの厳格化が適用され、水田の畑地化を進めることが根幹になっております。

村の基本方針として、阿弥陀川地区基盤整備事業、長科上ため池改修事業などの土地改良事業の推進や、農業用機械等導入支援を行うとともに、交付金制度を活用しながら、タマネギ、トマト、寒冷地野菜等の高収益作物への転換を進める以外に方法はないように思います。これとともに、農家収入の安定化のために引き続き農業経営収入保険事業の加入を推進してまいります。

また、老朽化してきたJA青森が所有するライスセンターの在り方を農協と再度協議することとしており、農家所得の向上と生産意欲を高めるとともに、新規就農者、後継者対策を実施しなければならないものと考えております。

漁業振興関連について申し上げます。

令和4年産ホタテの出荷状況は半成員が主流で、これまでの新型コロナウイルスの影響の反動と思われますが、好調で平年以上の単価で推移してきました。しかしながら、昨年8月にホタテの稚貝となるラーバの発生率が平年比30%から50%ということございまして、5年産のホタテの出荷量が激減するのではないかと危惧しております。このため、蓬田漁協が実施する5年産の稚貝の確保と6年産の稚貝の確保のための対策に要請することにしております。また、漁業者の所得安定のため、他の魚種の栽培漁業を推進するとともに共済事業への加入も支援してまいります。

施設面では、蓬田漁港の東側防波堤の溢水対策工事が昨年から始まり、新年度も継続事業として実施されますので負担金を計上しております。今後とも作業の効率化や労働力の軽減のため、漁港改修や施設整備を行い、漁業後継者づくりを支援してまいります。

商工業の振興と観光施設整備についてでございます。

令和4年も新型コロナウイルスの影響により祭りや行事が中止に追い込まれ、交流人口はほとんど見込めませんでした。このため、飲食業を中心としたサービス業の経営は相当厳しいものとなっております。経済対策として、飲食店などの事業者を対象とした事業継続化給付金、蓬田村応援商品券の発行、また生活支援ではひとり親家庭等への給付金などを交付してきました。しかし、村内小売業は近隣市町村の商業施設へ顧客が流出するため、経営が難しくなり閉店が続いています。雇用確保の観点から変化に応じた商工業振興ビジョンというものを策定すべきではないか。あるいは事業主に対する支援を維持する必要があると感じております。これらについては状況に応じた対応をしてまいります。

また、5月からは感染法上の分類が変わることは申し上げましたが、これにより観光客の動きも新型コロナウイルスの流行前の状態に戻ることが予想されます。ウイズコロナ・アフターコロナを見据えて、観光による地域の活性化を推進するため、イベントの開催や特産品づくり等を積極的に支援してまいります。併せて交流人口の増加を期待して連携中枢都市圏イベントの実施、これは青森市と東郡の連携でございますけども、これらのイベントの実施、海水浴場関連施設の整備を推進します。

次に、教育施設・設備の充実について申し上げます。

小中学校の学校施設及び野球場などの社会教育施設、これらの設備について経年劣化や老朽化が進んでおりまして、設備更新や長寿命化対策を講ずる必要があります。これらを計画的に実施するために予算計上しております。また、3年間にわたり実施されな

かった中学校の海外研修事業を実施する予定としております。新型コロナウイルスの流行により受け入れ先の国の対応もあり、現在のところは確実視はできませんけれども、予算計上しております。

これらのほかに各項目にわたり重要施策を予算計上しておりますが、これらの内容につきましても、それぞれ予算の審議においてご説明申し上げさせていただきます。

村政運営の基本は健全なる財源と効率的な運営にあります。この基本を守りながら、村民憲章にある、「明るく、ゆたかで、住みよい」村づくりに邁進してまいります。

最後となりますが、蓬田村の発展、振興は行政のみでなし得るものではありませんで、村議会議員の皆様、そして村民の皆様との連携、協働が不可欠であります。どうか皆様のご理解とご協力を申し上げて、令和5年度の施政方針といたします。

次に、行政報告を行いたいと思います。

それでは、令和4年12月蓬田村議会定例会後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告申し上げます。

12月14日水曜日、蓬田村民生委員の委嘱状の交付をふるさと総合センターで行いました。

12月22日、これが木曜日です。蓬田村水稲病虫害防除事業検討会がふるさと総合センターでありまして、これに出席してございます。

12月27日火曜日、青森地域広域事務組合議会臨時会が青森市でございまして、これに出席しております。

1月10日火曜日、青森県日赤有功会会員新年互礼会が青森市でございまして、これに出席いたしました。

1月11日水曜日、蓬田村社会福祉協議会主催でございますけれども、ねまるカフェという高齢者あるいは介護者を対象にした、ゆとりの空間がつくられまして、この開所式がありましたので出席しております。これは蓬田村いきいき交流館に設置してございます。

1月25日水曜日、警察協力者感謝状贈呈式が外ヶ浜町でございまして、これに出席いたしました。

1月27日金曜日、NPO法人プロモーションよもぎたの総会が中沢公民会でございまして、これに出席しております。

2月1日水曜日、蓬田村日赤社員増強・社資増収運動会議がふるさと総合センターで

開催されまして、これに出席しております。

2月5日日曜日、蓬田村消防団出初め式を挙行いたしました。

2月14日火曜日、新庁舎用地造成土砂運搬計画の説明会を阿弥陀川公民館で開催いたしました。

2月15日水曜日ですが、蓬田村教育委員会表彰式を、ふるさと総合センターで開催しました。

2月の20日月曜日、蓬田村連合自治会総会がよもぎ温泉であり、これに出席しております。

2月の21日火曜日、第1回蓬田村村議会臨時会を開催しております。

2月の27日月曜日ですが、青森県町村会定期総会が青森市で開催され、これに出席しております。

2月の28日火曜日、蓬田村地域農業再生協議会の臨時総会をふるさと総合センターで開催しております。

3月1日水曜日、青森県国民健康保険団体連合会通常総会が青森市で開催され、これに出席しております。

3月4日土曜日です。第3回役場庁舎建設ワーキングショップを開催いたしまして、これに参加してございます。

以上のとおり、主なるものについてご報告を申し上げます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案17件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和5年第1回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案17件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第3号、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、令和4年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告に鑑み、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるため提案するものであり

ます。

議案第4号、蓬田村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第5号、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第6号、蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第7号、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第8号、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は、道路法及び道路法施行令の改正に伴い、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第9号、令和4年度蓬田村一般会計補正予算（10号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税1億4,573万6,000円などを増額し、繰入金1億6,798万4,000円などを減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、災害復旧費5,733万7,000円などを増額し、教育費387万3,000円などを減額しております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに6,093万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ26億1,132万9,000円となるわけであります。

議案第10号、令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰入金23万9,000円を増額し、歳出として基金積立金23万9,000円を増額し

ております。

この結果、歳入歳出ともに23万9,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,601万9,000円となるわけであります。

議案第11号、令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰入金400万円を増額し、使用料及び手数料400万円を減額しております。

この結果、予算規模は歳入歳出それぞれ1億1,301万4,000円となるわけであります。

続きまして、議案第12号、令和5年度蓬田村一般会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は24億8,243万1,000円となり、前年度当初比較では11.4%の増額となっております。

歳入の主なるものは、村税2億7,163万6,000円、地方交付税11億9,000万1,000円などであります。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

議会費5,506万円。歳出全体に対する構成比は2.5%となっております。

総務費6億961万5,000円。歳出全体に対する構成比は27.4%となっております。

企画費において、地域おこし協力隊インターン報酬費220万8,000円。

また、新庁舎等建設事業費において、新庁舎等建設用地造成工事費1億2,850万2,000円などを計上しております。

民生費5億5,780万9,000円。歳出全体に対する構成比は25.0%となっております。

保育所費において施設型給付費等負担金8,264万7,000円などを計上しています。

衛生費2億2,710万3,000円。歳出全体に対する構成比は10.2%となっております。

ふれあいセンター費において、よもぎ温泉水中ポンプ交換工事費442万2,000円などを計上しております。

農林水産業費2億6,664万3,000円。歳出全体に対する構成比は12.0%となっております。

農業振興費において、有害鳥獣対策備品購入費154万円。

また、農業用機械等導入支援事業金1,000万円などを計上しています。

土木費1億6,164万円。歳出全体に対する構成比は7.3%となっております。

道路維持費において、村道5-1-1号線道路拡幅工事（2工区）であります。それ

の測量設計調査業務委託料1,234万2,000円を計上し、また、村道5-2-1号線道路舗装補修工事費554万4,000円などを計上しております。

消防費1億2,407万8,000円。歳出全体に対する構成比は5.6%となっております。

非常備消防費において、小型動力ポンプ積載車購入費1,537万7,000円。

また、消防施設費において第5分団屯所改修工事設計業務委託料215万6,000円などを計上しています。

教育費2億3,853万5,000円。歳出全体に対する構成比は10.7%となっております。

ふるさと総合センター費において、暖房配管及び給排水配管更新工事費2,027万3,000円などを計上しています。

公債費2億1,324万8,000円。歳出全体に対する構成比は9.6%となっております。

令和5年度の一般会計の当初予算編成に当たりましては、ここ数年変わらない厳しい財政状況となっており、限られた財源の中で本村行政が果たすべき役割を十分検討し、調査建設事業、社会福祉事業、生活環境の整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。

令和5年度も引き続き各課一丸となって各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費につきましてはできる限りの削減を目指しております。そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努めてまいります。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

議案第13号、令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は3,020万4,000円となり、前年当初比較では4.8%の減額となります。

歳入の主なるものは負担金190万7,000円、繰入金2,828万7,000円などです。

歳出は総務費1,921万円、給食費1,099万4,000円となっております。

議案第14号、令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は4億7,279万4,000円となり、前年度当初比較では2.7%の減額となります。

歳入の主なるものは、国民健康保険税9,778万2,000円、県支出金3億1,646万6,000円などです。

歳出の主なるものは、保険給付費 3 億980万3,000円、国民健康保険事業費納付金 1 億2,166万円などとなっております。

議案第15号、令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は1億485万9,000円となり、前年度当初比較では7.0%の減額となります。

歳入の主なるものは、使用料及び手数料4,996万8,000円、繰入金5,488万円などであります。

歳出は、総務費 1 億485万9,000円となっております。

議案第16号、令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は4億8,999万4,000円となり、前年度当初比較では5.0%の増額となります。

歳入の主なるものは、国庫支出金 1 億1,936万9,000円、支払基金交付金 1 億1,805万6,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費3,286万6,000円、保険給付費 4 億2,853万円などとなっております。

議案第17号、令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は8,839万2,000円となり、前年度当初比較では0.7%の減額となります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料2,156万3,000円、繰入金6,662万3,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費1,170万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金7,657万4,000円などとなっております。

議案第18号、蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るために提案するものであります。

議案第19号、蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方税法第423条第3項の規定によって、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げますが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、

ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第6 議案第3号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第6、議案第3号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第3号、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、令和4年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告に鑑み、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

1枚お開きください。

第6条第3項を次のように改めるといふことで、参考に（1）から（3）まで文言の追加をしております。

大まかに言いますと、今まではよかったんですけども、昨今の新型コロナウイルス感染症等で働き方も変わってきてまして、テレワークやフレックスタイム制とかそういう制度で柔軟な働き方が広がる中で、同一の部署の職員に休暇時間を一斉に与えるといふことの必要性が低下してきていると。今までの条例で行きますと、同じ部署の職員には一律、一斉に休憩時間を与えると。決まった、例えば、30分なら30分と時間を定めて与えるといふことになっているんですが、いろいろ働き方が変わってきてまして、その休憩時間の与え方をもっと柔軟にするといふことに条例を改正すると。例えば、昼食時間の昼食の時間帯に休憩時間を置くことを、基本的に今の場合は要件的にはそこに設定してるんですけども、全員皆さん、同じような勤務体系を取っていない場合もございまして、そういう場合は適宜、その勤務時間に対しての休憩時間を適宜変えていくといふことで、業務の低下を招かないといふことをするために条例の改正をするものでございます。

以上です。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番久慈省悟君。
- 3番（久慈省悟君） 我々は行政という立場の職場だと思っております。民間企業である12時から1時までっていう定番に沿った形ではなく、今、課長がサービス業の低下に、衰退しないような言い方をされましたけれども、じゃあ全ての同じ課が一斉に取るということではなく、時間差を置くとかそういう理解で、住民サービスの向上が下がらないような努力をするということの認識で、そういうふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

- 総務課長（小松生佳君） あくまでも統一部署の職員に一斉に休暇を与えるということですので、休息時間は昼に1時間ということを取るようにはいたします。ただ、対応といたしましては、各課は必ず職員数名が残ってございますので、その部分に関してのサービスの低下はないと。ただ、これから在宅勤務、テレワークで在宅勤務をした場合とか時差出勤、フレックスタイム、例えば朝6時から出てきて3時に帰るとか、逆に10時に出てきて午後6時までいるとか、そういう体制が変わった場合、必ず昼の時間帯に定められた休息時間を与えるということではなくて、自分の取れる時間に休息時間を取るということ、柔軟的に運用するという部分でありまして、そのサービスの時間をどこに設定するとか、そういう部分のものはまたこの条例は違うということでございます。

以上です。

- 議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

- 議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第4号蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 議案第4号、蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

2枚目をご覧ください。

第26条について、民法における懲戒権に関する規定の削除に伴い削除するものです。

その下、第42条第3項第1項については、字句の訂正になります。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第 8 議案第 5 号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第 8、議案第 5 号蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 議案第 5 号、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

2 枚目をご覧ください。

第 7 条の次に、次の 2 項を加える。

第 7 条の 2、安全計画の策定等の規定についてですが、第 1 項は安全計画の策定について。第 2 項は職員に対しての研修等の実施について。第 3 項は保護者に対しての安全計画の取組内容の周知について。第 4 項は安全計画の見直しについて定めております。

その下、第 7 条の 3、自動車を運行する場合の所在の確認規定についてですが、第 1 項は自動車を運行するときの乳幼児の所在確認について。第 2 項は乳幼児の見落としを防止する装置を備え、所在確認をすることについて定めております。

その下、第10条については、保育に支障がない場合に限り、社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができるよう改正しております。

次のページをご覧ください。

第13条については、民法における懲戒権に関する規定の削除に伴い削除しております。

最後に、第14条第 2 項について、職員に対し感染症や食中毒に関しての研修等を実施するよう努めなければいけない旨の改正をしております。

なお、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

また、経過措置として改正後の第 7 条の 3、第 2 項の規定の適用については、乳幼児

の見落としを防止するブザー等の装置を備えることが困難であるときは、令和6年3月31日までの間、代わりの措置を講じて所在確認を行わなければいけないものです。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第6号 蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第6号蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 議案第6号、蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

2枚目をご覧ください。

第6条の次に、次の2条を加える。

第6条の2、安全計画策定の規定について、第1項は安全計画の策定について。第2

項は職員に対しての研修等の実施について。第3項は保護者に対しての安全計画の取組内容の周知について。第4項は安全計画の見直しについて定めております。

その下、第6条の3について、自動車を運行する場合の所在確認について定めております。

その下、第12条の2、業務継続計画の策定規定については、第1項は業務継続計画の策定について。第2項は職員に対しての研修等の実施についてそれぞれ定めております。

そして次のページ。第3項は、業務継続計画の見直しについて定めております。

最後に、第13条第2項について、職員に対し反省書及び食中毒に関する研修等を実施するよう努めなければいけない改正をしております。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

また、経過措置として令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については努力義務となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第7号蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第7号、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例

案。

蓬田村国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。健康保険施行等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が施行されることに伴い、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

次のページと新旧対照表をお開き願います。新旧対照表で説明したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

第6条第1項中の40万8,000円を48万8,000円として支給することと、その下の1万2,000円は従来どおり上限として加算し、出産育児一時金の額は50万円とするものでございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第8号蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 議案第8号、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する

条例案。

蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路法施行（昭和27年政令第479号）の改正に伴い、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

次のページをお開きください。

蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例。

蓬田村道路占用料等徴収条例（平成11年蓬田村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3項は、占用料及び占用物件の面積の占用料の算定基準が見直されたため改正するものであります。

第2条第1項第4号は、占用物件の延長の占用料の算定基準が見直されたため改正するものであります。

別表の占用料については、第1種電柱430円。第2種電柱670円などとなっております。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですので、終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 令和5年度蓬田村一般会計予算案

日程第13 議案第13号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算

案

日程第14 議案第14号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第15 議案第15号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第16 議案第16号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第17 議案第17号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第12号令和5年度蓬田村一般会計予算案から日程第17、議案第17号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの6案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第17号までの令和5年度各会計予算6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議解散後、本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時59分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 4月28日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 坂 本 豊

会議録署名議員 小 鹿 重 一